

② 裁定及び失権

裁定を受けた者及び死亡等で受給権を失った者は、次のとおりである。

恩給種別	裁 定	失 権
普通恩給	0件	59件
扶助料	33	53
退隠料	0	3
遺族扶助料	3	2
計	36	117

(2) 恩給年額等の改正

恩給法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第29号)が、昭和59年5月15日公布された。

その主な内容は、次のとおりである。

① 恩給年額の増額

昭和58年度における公務員給与の改善を基礎として、恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、30号俸以下のものにおいて、2.1%、31号俸以上のものにおいては、1.9%+2,400円引き上げられた。

ただし、その引き上げ額は、98,400円を限度とした調整が行われた。

また、改定の実施時期については、昭和57年度の公務員給与の改善が見送られたことにより、前年度は恩給の改善も見送らざるを得なかったという特殊事情を配慮し、昭和59年度限りの特例として、1か月繰り上げ昭和59年3月分からとされた。

② 普通恩給等の最低保障額の増額

③ 扶養加給の増額

④ 恩給年額等及び扶養加給の増額は、昭和59年3月から実施された。

2 退職手当

(1) 退職手当の裁定及び支給額

退職手当の裁定及び支給額は、次のとおりである。

学校種別	人 員	金 額
事務局	2人	45,401千円
小学校	526	7,262,989
中学校	261	2,570,323
高等学校	210	3,242,993
盲・ろう学校	16	178,038
養護学校	62	357,993
計	1,077	13,657,737

(2) 退職手当に関する条例の一部改正

改正の趣旨

定年制が実施されたことに伴い、定年に達したことによ

り退職する職員の退職手当の取扱いについて定めるために、所要の改正がなされた。

その主な改正の内容は、次のとおりである。

① 勤続20年以上25年未満の職員が定年に達したことにより退職したときの退職手当の額は、条例第4条の規定により計算した額とされた。

② 勤続25年以上の職員が定年に達したことにより退職したときの退職手当の額は、条例第5条の規定により計算した額とされた。

③ 職員が定年に達し、特例としてさらに勤務延長された後退職したときの退職手当の額は、定年により退職した職員の例により計算した額とされた。

④ 実施時期に関しては、定年制条例施行日である昭和60年3月31日である。

3 退職年金

(1) 年金の決定件数

退職年金等の決定件数は、次のとおりである。

退職年金	減額退職年金	障害年金	通算退職年金	計
722件	8件	33件	6件	769件

(2) 支給人員及び支給額

退職年金等の支給人員及び支給額(昭和60年3月現在)は、次のとおりである。

年金種別	人 員	金 額
退職年金	7,837人	17,992,632千円
減額退職年金	200	296,217
障害年金	公務上	1,741
	公務外	130
遺族年金	公務上	4,526
	公務外	1,384
計	9,556	20,073,569

(3) 年金額等の改正

昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部を改正する法律(昭和59年法律第42号)が、昭和59年5月22日公布された。

主な改正事項は、次のとおりである。

① 既裁定年金の年金額の引上げ

年金額の算定の基礎となっている給料年額の増額改定(平均2%)で、地方公務員等共済組合法の施行日(昭和37年12月1日)前の恩給公務員期間及び年金条例職員期間等に係る給料年額については、昭和59年3月から、また、同法施行日以後の新法組合員期間に係る給料年額については、同年4月から改定され、年金額がそれぞれ同年3月分、又は4月分から引き上げられた。

② 退職年金等の最低保障の引上げ

③ 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額